

第18回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月29日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前8時45分）

場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役13名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染防止の対応

新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場は極力見合わせていただき、議決権の行使は郵送またはインターネットで行っていただきますようお願い申し上げます。なお、同趣旨により、本年は来場者へのお土産の配布は行いません。



東京海上グループは、アジア太平洋地域において、マングローブ植林プロジェクトに継続的に取り組んでおります。

証券コード：8766



東京海上ホールディングス株式会社



ご挨拶

株主の皆様におかれましては、
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに、第18回定時株主総会招集ご通知を
お届けいたします。
新型コロナウイルス感染拡大の影響を
受けられている皆様、
自然災害によって被害を受けられた皆様に
心よりお見舞い申し上げます。

取締役社長 小宮 暁

目 次

■ 第18回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
■ 添付書類	
・ 事業報告	21
・ 連結貸借対照表	44
・ 連結損益計算書	45
・ 貸借対照表	46
・ 損益計算書	47
・ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	48
・ 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	50
・ 監査役会監査報告書謄本	52
■ ご参考：当社のコーポレートガバナンスの体制等	54

証券コード 8766
2020年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 小 宮 暁

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり書面またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場は極力見合わせていただきますようお願い申し上げます。4頁から20頁までの「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年6月26日(金曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日(月曜日)午前10時 (受付開始 午前8時45分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」

(注) 新型コロナウイルスをめぐる状況の変化により、上記会場の使用が困難となった場合には、会場を変更する可能性がございます。その場合には、速やかに当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)で変更後の会場につきお知らせいたしますので、当日ご来場前に必ず当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項** 1. 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。
- ①事業報告のうち「1. 保険持株会社の現況に関する事項」の「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」および「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」、「5. 新株予約権等に関する事項」、「8. 業務の適正を確保するための体制」の「内部統制基本方針」ならびに「9. 特定完全子会社に関する事項」
 - ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表
- 監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しています。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しています。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

当日のご出席は極力見合わせてください。

株主総会開催日時

2020年6月29日（月）
午前10時

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月26日（金）
午後5時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月26日（金）
午後5時までに行使



スマートフォンの場合



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォンで読み取りいただくことで、ログインいただけます。

この場合、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。ただし、上記方法での議決権行使は1回に限りです。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

システムに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

その他のお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-232-711**（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日休日を除く）

機関投資家の皆様へ ▶ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき95円とさせていただきたいと存じます。中間配当(普通配当)として1株につき95円お支払いしておりますので、当年度の年間配当(普通配当)は1株につき190円となります。これは、前年度の年間配当(普通配当)である1株につき180円に比べ、10円の増配となります。

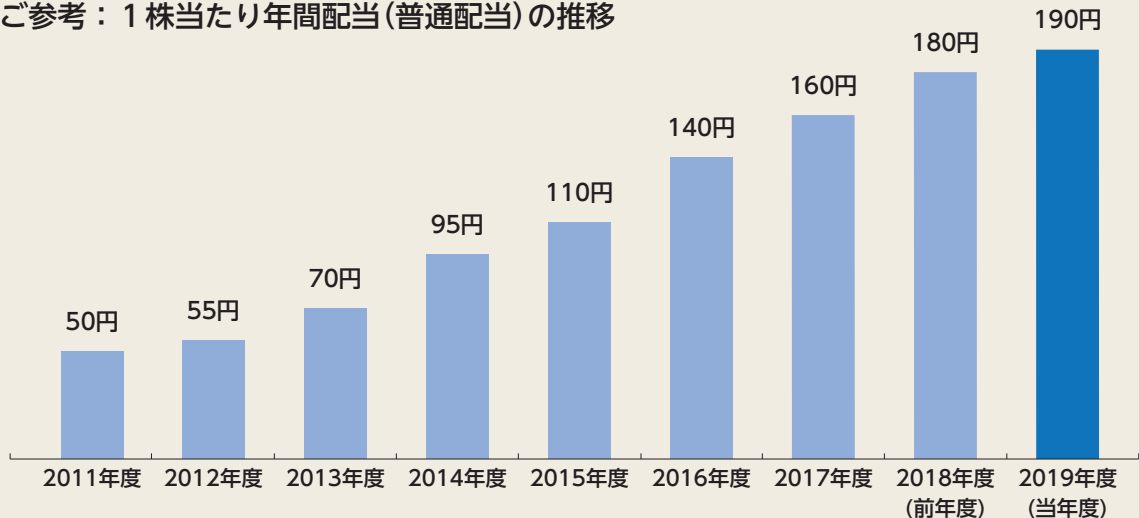
1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金95円 総額66,297,684,675円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月30日

ご参考：1株当たり年間配当(普通配当)の推移



(注) 前年度および当年度は、普通配当に加え、中間期に資本水準調整のための一時的な配当(前年度は1株につき70円、当年度は1株につき35円)を実施しております。

第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役12名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機能強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性別	現在の当社における地位および担当	
1	再 任 なが の つよし 永 野 毅	男性	取締役会長	—
2	再 任 こ み や さ と る 小 宮 暁	男性	取締役社長	グループCEO、グループカルチャー総括
3	再 任 ゆ あ さ た か ゆ き 湯 浅 隆 行	男性	取締役副社長	グループ資本政策総括 経営企画部
4	再 任 は ら し ま あ き ら 原 島 朗	男性	専務取締役	海外事業総括 Co-Head of International Business 海外事業企画部(北米(エイチシーシー社、 ピュア社を除く))
5	再 任 お か だ け ん じ 岡 田 健 司	男性	常務取締役	グループ法務コンプライアンス総括 グループリスク管理総括 法務コンプライアンス部、リスク管理部 内部監査部
6	再 任 ひ ろ せ し ん い ち 広 瀬 伸 一	男性	取締役	—
7	再 任 み む ら あ き お 三 村 明 夫	男性	社外取締役	—
8	再 任 え が わ ま さ こ 江 川 雅 子	女性	社外取締役	—
9	再 任 み た ち た か し 御 立 尚 資	男性	社外取締役	—
10	再 任 え ん ど う の ぶ ひ ろ 遠 藤 信 博	男性	社外取締役	—
11	新 任 か た の ざ か し ん や 片 野 坂 真 哉	男性	—	—
12	新 任 は ん だ た だ し 半 田 禎	男性	専務執行役員	グループ事業戦略・シナジー総括
13	新 任 え ん ど う よ し な り 遠 藤 良 成	男性	常務執行役員	—

(注) 上表に「独立役員」と表示している5名は、社外取締役候補者であります。

候補者番号

1

再任



なが

の

つよし

永

野

毅

生年月日

1952年11月9日

性別

男性

略歴、地位および担当

1975年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2003年 6 月	同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長
2004年10月	東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長
2006年 6 月	同社常務執行役員
2008年 6 月	同社常務取締役
2008年 6 月	当社取締役
2009年 6 月	当社取締役退任
2010年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2011年 6 月	当社専務取締役
2012年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2012年 6 月	当社取締役副社長
2013年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
2013年 6 月	当社取締役社長
2016年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
2019年 6 月	同社取締役会長退任
2019年 6 月	当社取締役会長(現職)

重要な兼職の状況

セイコーホールディングス株式会社取締役(社外取締役)

■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事した後、同社および当社の取締役社長および取締役会長を歴任しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 永野 毅氏の所有する当社の株式の数は、27,600株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



こ みや さとる
小 宮 暁

生年月日 1960年8月15日

性別 男性

略歴、地位および担当

1983年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年 6 月 日新火災海上保険株式会社取締役常務執行役員
2015年 3 月 同社取締役常務執行役員退任
2015年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2016年 4 月 当社常務執行役員
2018年 4 月 当社専務執行役員
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2018年 6 月 当社専務取締役
2019年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長(現職)
2019年 6 月 当社取締役社長(現職)

<担当>

グループCEO、グループカルチャー総括

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

小宮 暁氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や人事企画、営業企画業務、グループ会社経営に従事した後、当社の業務執行役員として海外保険事業を総括し、現在はグループCEOとして東京海上グループ全体の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

(注) 1. 小宮 暁氏の所有する当社の株式の数は、12,100株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



ゆ あ さ た か ゆ き
湯 浅 隆 行

生年月日

1958年5月5日

性別

男性

略歴、地位および担当

1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長
2014年9月 同社取締役社長退任
2014年10月 当社常務執行役員
2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2015年6月 当社常務取締役
2018年4月 当社専務取締役
2018年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2019年4月 当社取締役副社長(現職)
2019年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長(現職)

<担当>

グループ資本政策総括、経営企画部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

■ 取締役候補者とした理由

湯浅隆行氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務や国内生損保事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてリスク管理を総括し、現在は当社の取締役副社長としてグループの資本政策を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 湯浅隆行氏の所有する当社の株式の数は、13,600株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任



はらしまあきら
原島朗

生年月日 1960年11月19日

性別 男性

略歴、地位および担当

1984年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2014年 4 月 当社執行役員経営企画部長
2015年 4 月 当社執行役員(米州総括)
2016年 4 月 当社常務執行役員
2019年 4 月 当社専務執行役員
2019年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)
2019年 6 月 当社専務取締役(現職)

<担当>

海外事業総括、Co-Head of International Business
海外事業企画部(北米(エイチシーシー社、ピュア社を除く))

※エイチシーシー社およびピュア社は、北米に本社を置く当社の子会社であります。

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

■ 取締役候補者とした理由

原島 朗氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に海外保険事業や経営企画業務に従事した後、当社の業務執行役員として米州やアジア等の海外保険事業を担当し、現在は当社の専務取締役として海外保険事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 原島 朗氏の所有する当社の株式の数は、7,600株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任



おかだけんじ
岡田健司

生年月日 1963年 9 月19日

性別 男性

略歴、地位および担当

1986年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2018年 4 月 当社執行役員監査部長
2019年 4 月 当社常務執行役員
2019年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
2019年 6 月 同社常務取締役(現職)
2019年 6 月 当社常務取締役(現職)

<担当>

グループ法務コンプライアンス総括、グループリスク管理総括
法務コンプライアンス部、リスク管理部、内部監査部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

岡田健司氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画、経営企画業務や海外保険事業に従事した後、現在は当社の常務取締役としてグループの法務コンプライアンスおよびリスク管理を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 岡田健司氏の所有する当社の株式の数は、7,400株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任



ひろ せ しん いち
広 瀬 伸 一

生年月日

1959年12月7日

性別

男性

略歴、地位および担当

1982年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2013年 6 月	東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
2014年 4 月	同社取締役社長
2014年 6 月	当社取締役
2017年 3 月	東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退任
2017年 4 月	当社常務取締役
2017年 6 月	当社常務執行役員
2018年 4 月	当社専務執行役員
2019年 3 月	当社専務執行役員退任
2019年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長(現職)
2019年 6 月	当社取締役(現職)

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

取締役候補者とした理由

広瀬伸一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内生損保事業に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長および当社海外保険事業の担当業務執行役員を経て、現在は東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためです。

- (注) 1. 広瀬伸一氏の所有する当社の株式の数は、19,375株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

独立役員



み むら あき お
三 村 明 夫

生年月日

1940年11月2日

性別

男性

略歴、地位および担当

1963年 4 月 富士製鐵株式会社入社
1993年 6 月 新日本製鐵株式会社取締役
1997年 4 月 同社常務取締役
2000年 4 月 同社代表取締役副社長
2003年 4 月 同社代表取締役社長
2008年 4 月 同社代表取締役会長
2010年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)
2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役
2013年 6 月 同社相談役
2013年11月 同社相談役名誉会長
2018年 6 月 同社社友名誉会長
2019年 4 月 日本製鉄株式会社社友名誉会長(現職)

重要な兼職の状況

日本製鉄株式会社社友名誉会長
日本郵政株式会社取締役(社外取締役)
株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役)
株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役)
日本商工会議所会頭
東京商工会議所会頭

■ 社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言を行うとともに、適切な監督機能を果たすことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が社友名誉会長として在任している日本製鉄株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、2019年度に開催した11回の取締役会のうち10回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注) 1. 三村明夫氏の所有する当社の株式の数は、6,800株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 同氏が社外取締役として在任している日本郵政株式会社は、子会社である株式会社かんぽ生命保険および日本郵便株式会社において不適正な募集行為があったことの端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握や対応を両社に指示しなかったなど、経営管理上の不備が認められたことを理由として、2019年12月27日に、総務大臣および金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、本件事実について、事前に認識していませんでしたが、日頃から、グループガバナンスや内部統制の重要性の視点に立った提言を行っていました。事後には、判明した事実について、徹底した調査および再発防止を指示しました。

候補者番号

8

再任

独立役員



え が わ ま さ こ
江 川 雅 子

生年月日

1956年9月7日

性別

女性

略歴、地位および担当

1980年 4 月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社
1986年 9 月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社
1988年 6 月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社
1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社
2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センタ
ー長
2009年 4 月 国立大学法人東京大学理事
2015年 3 月 同法人理事退任
2015年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)
2015年 9 月 一橋大学大学院商学研究科教授
2018年 4 月 一橋大学大学院経営管理研究科教授
2020年 4 月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授(現職)

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科特任教授
三井不動産株式会社取締役(社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言を行うとともに、適切な監督機能を果たすことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏の当社社外取締役就任以降の活動状況を踏まえ、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、2019年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注)
1. 江川雅子氏の所有する当社の株式の数は、3,200株であります。
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 同氏は、2020年6月開催の三井物産株式会社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定であります。

候補者番号

9

再任

独立役員



み た た し
御 立 尚 資

生年月日

1957年1月21日

性別

男性

略歴、地位および担当

1979年 4 月 日本航空株式会社入社
 1993年10月 ポストンコンサルティンググループ入社
 1999年 1 月 同社ヴァイス・プレジデント
 2005年 1 月 同社日本代表、シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
 2016年 1 月 同社シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
 2017年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)
 2017年10月 ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー(現職)

重要な兼職の状況

ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー
 楽天株式会社取締役(社外取締役)
 DMG森精機株式会社取締役(社外取締役)
 ユニ・チャーム株式会社取締役(社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

御立尚資氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言を行うとともに、適切な監督機能を果たすことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 御立尚資氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏がシニア・アドバイザーとして在任しているポストンコンサルティンググループと当社および当社保険子会社との間にはコンサルティング取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

■ 主な活動状況

1. 御立尚資氏は、2019年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注) 1. 御立尚資氏の所有する当社の株式の数は、100株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

10

再任

独立役員



えん どう のぶ ひろ
遠藤 信博

生年月日 1953年11月8日

性別 男性

略歴、地位および担当

1981年 4 月 日本電気株式会社入社
2006年 4 月 同社執行役員モバイルネットワーク事業本部長
2009年 4 月 同社執行役員常務
2009年 6 月 同社取締役執行役員常務
2010年 4 月 同社代表取締役執行役員社長
2016年 4 月 同社代表取締役会長
2019年 6 月 同社取締役会長(現職)
2019年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)

重要な兼職の状況

日本電気株式会社取締役会長
大日本住友製菓株式会社取締役(社外取締役)
株式会社日本取引所グループ取締役(社外取締役)
公益社団法人経済同友会副代表幹事

■ 社外取締役候補者とした理由

遠藤信博氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役に貴重な提言を行うとともに、適切な監督機能を果たすことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 遠藤信博氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が取締役会長として在任している日本電気株式会社と当社および当社保険子会社との間にはシステム関連等の取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益(連結売上高に相当)および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上収益および当社の連結経常収益のいずれに対しても1%未満であります。

■ 主な活動状況

1. 遠藤信博氏は、同氏の取締役就任後、2019年度に開催した9回の取締役会のうち8回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注) 1. 遠藤信博氏の所有する当社の株式の数は、200株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
 4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 同氏が取締役会長として在任している日本電気株式会社は、2016年7月12日に、東京電力ホールディングス株式会社(旧東京電力株式会社)との電力保安通信用機器の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為がある旨の認定を受けました。また、同社は、2017年2月2日に消防救急デジタル無線機器の取引、同年2月15日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、本件事実を認識した後、コンプライアンスのさらなる徹底と内部統制システムの整備および運用の強化を図るなどの再発防止に向けた取組みを推進しています。

6. 同氏が社外取締役として2016年6月から2018年6月まで在任していた株式会社かんぽ生命保険は、過去5年間の消滅契約を含む全ての保険契約等を2019年7月以降に調査したところ、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等の事案があることが判明し、2019年12月27日に、金融庁から保険業法に基づく業務停止命令および業務改善命令を受けました。同氏は、本件事実について、在任中には認識していませんでしたが、日頃から、コンプライアンス意識の徹底を図るため、法令遵守の視点に立った提言を行っていました。

候補者番号

11

新任

独立役員



かたのざか しんや
片野坂 真哉

生年月日 1955年7月4日

性別 男性

略歴、地位および担当

1979年 4 月	全日本空輸株式会社入社
2007年 4 月	同社執行役員
2009年 4 月	同社上席執行役員
2009年 6 月	同社取締役執行役員
2011年 6 月	同社常務取締役執行役員
2012年 4 月	同社専務取締役執行役員
2013年 4 月	ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員
2015年 4 月	同社代表取締役社長(現職)
2015年 4 月	全日本空輸株式会社取締役
2017年 4 月	同社取締役会長(現職)

重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社代表取締役社長
全日本空輸株式会社取締役会長
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

■ 社外取締役候補者とした理由

片野坂真哉氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役に貴重な提言を行うとともに、適切な監督機能を果たすことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 片野坂真哉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が代表取締役社長として在任しているANAホールディングス株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

- (注) 1. 片野坂真哉氏は、当社の株式を所有していません。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
4. 同氏が取締役会長として在任している全日本空輸株式会社は、運航乗務員の飲酒に係る不適切事案により行政指導を受けていたにもかかわらず、2019年11月7日に機長が飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を行う不適切事案を再発させました。この結果、輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められたとして、同社は2020年5月1日に国土交通大臣から事業改善命令を受けました。同氏は、運航乗務員の飲酒に係る不適切事案に対し、運航規程類の厳格化やアルコール検査体制の強化に加え、アルコール教育プログラムやカウンセリングの実施等、グループ社員の意識改革と自己管理の強化・支援に関する取組みを進めてまいりました。本件事実を認識した後は、これまでの施策の浸透・徹底を図るとともに、さらなる再発防止策の策定を指示するなど、コンプライアンスのさらなる徹底のための取組みを推進しています。

候補者番号

12

新任



はん だ たちし
半 田 禎

生年月日 1960年 8月 3日
性別 男性

■ 取締役候補者とした理由

半田 禎氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や商品開発、経営企画業務に従事した後、現在は当社の専務執行役員としてグループの事業戦略、シナジー実現への取組みを総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 半田 禎氏の所有する当社の株式の数は、7,700株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位および担当

1984年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2017年 4月 同社執行役員
2017年 6月 同社執行役員退任
2017年 6月 当社常務執行役員
2018年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
2020年 4月 当社専務執行役員(現職)
2020年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

<担当>

グループ事業戦略・シナジー総括

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

候補者番号

13

新任



えん どう よし なり
遠 藤 良 成

生年月日 1963年 7月 30日
性別 男性

■ 取締役候補者とした理由

遠藤良成氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務や国内生保事業に従事した後、同社および当社の執行役員財務企画部長としてグループの財務企画の指揮を執りました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 遠藤良成氏の所有する当社の株式の数は、7,600株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、2020年 6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会日付で同社常務取締役に就任する予定であります。

略歴、地位および担当

1987年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
2017年 4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
2018年 3月 同社常務取締役退任
2018年 4月 当社執行役員財務企画部長
2018年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員財務企画部長
2020年 4月 当社常務執行役員(現職)
2020年 4月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員(現職)

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 伊藤 卓氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新 任



略歴および地位

1980年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2011年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長
2011年 6 月	当社執行役員経理部長
2012年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2012年 6 月	当社常務取締役
2017年 4 月	当社専務取締役(現職)
2017年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

ふ じ た ひ ろ か ず
藤 田 裕 一

生年月日 1956年5月12日

性別 男性

■ 監査役候補者とした理由

藤田裕一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務に従事した後、同社および当社の業務執行役員として経理、財務企画を担当し、現在は当社の専務取締役としてグループの資産運用を総括しています。同氏を監査役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、適切な監査機能を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤田裕一氏の所有する当社の株式の数は、18,650株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、2020年6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社専務取締役を退任する予定であります。また、同氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社専務取締役を退任する予定であります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役(予定)のスキル・経験

氏名	性別	本定時株主総会後の 地位および主な担当(予定)		スキル・経験								
				企業 経営	金融 経済	財務 会計 ファイ ナンス	法務 コンプ ライア ンス	人事 労務	ガバナ ンス リスク マネジ メント	テクノ ロジー	国際性	保険 事業
永野 毅	男性	取締役会長		○	○						○	○
小宮 暁	男性	取締役社長	グループCEO グループカルチャー総括	○	○			○			○	○
湯浅 隆行	男性	取締役副社長	グループ資本政策総括	○	○	○	○		○			○
原島 朗	男性	専務取締役	海外事業総括 Co-Head of International Business	○							○	○
半田 禎	男性	専務取締役	グループ事業戦略・シナジ ー総括		○			○				○
岡田 健司	男性	常務取締役	グループ法務コンプライ アンス総括 グループリスク管理総括		○	○			○		○	○
遠藤 良成	男性	常務取締役	グループ資産運用総括		○	○					○	○
広瀬 伸一	男性	取締役		○	○			○				○
三村 明夫	男性	社外取締役		○	○				○		○	
江川 雅子	女性	社外取締役			○	○			○		○	
御立 尚資	男性	社外取締役		○	○	○			○	○	○	
遠藤 信博	男性	社外取締役		○	○					○	○	
片野坂真哉	男性	社外取締役		○	○			○	○		○	
森 正三	男性	常勤監査役							○			○
藤田 裕一	男性	常勤監査役			○	○			○		○	○
堀井 昭成	男性	社外監査役			○	○			○		○	
和仁 亮裕	男性	社外監査役			○	○	○		○		○	
大槻 奈那	女性	社外監査役			○	○			○		○	

ご参考：社外役員の独立性判断基準 **別表**
(東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針第18条)

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間ににおいて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくはは主な事業子会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ④当社もしくはは主な事業子会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくはは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以 上

添付書類

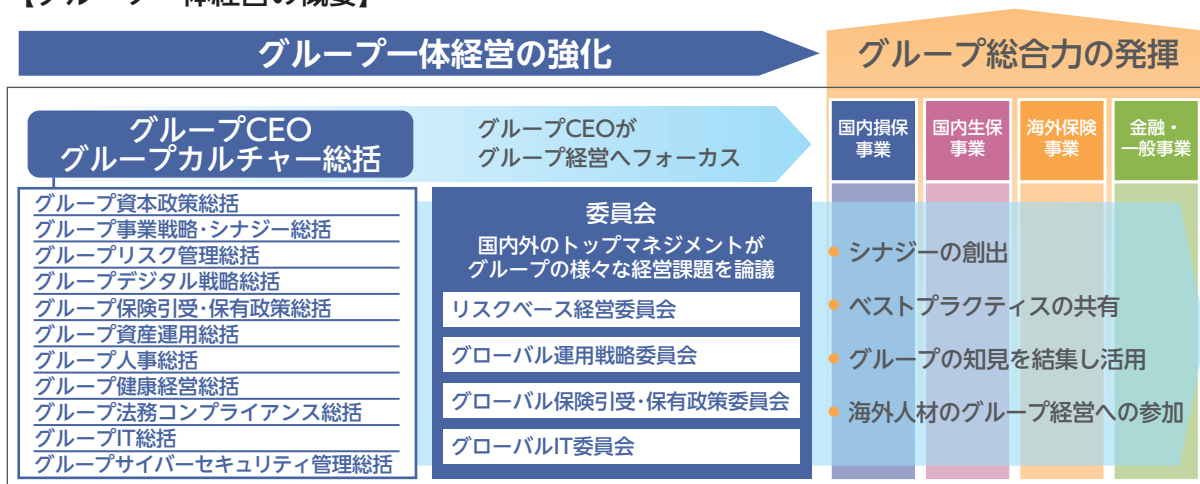
2019年度〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

- 当年度の世界経済は、米中貿易摩擦が下期に小康状態となるなどの動きもありましたが、年度末にかけ、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により急速に減速し、金融資本市場も不安定さを増しました。わが国経済は、外需の低迷や自然災害に加え、同ウイルス感染拡大の影響により、景気が大きく落ち込みました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大は業務運営にも影響を及ぼしました。東京海上グループは、グループCEOを本部長とする対策本部を立ち上げ、事業継続や感染拡大防止のためグループ一丸となって対応にあたりました。通勤等の移動の抑制が求められるなか、以前より整備してきた各種インフラを積極的に活用し、多くの社員がテレワークに取り組むなど、影響を最小限に抑える形での業務遂行に努めました。
- 東京海上グループは、グループCEOを中心にグループチーフオフィサーが機能毎にグループを総括するグループ一体経営態勢のもと、中期経営計画「To Be a Good Company 2020」の達成に向けて、積極的に事業を推進しました。

【グループ一体経営の概要】

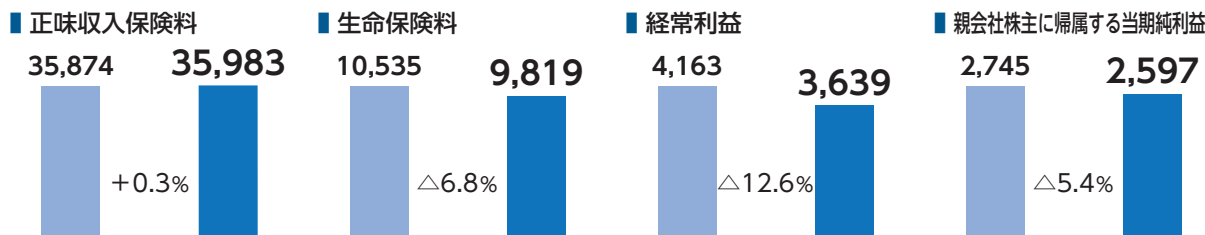


■当社の連結決算につきましては、国内で前年度に続き台風19号等の自然災害が多発したことを受け、将来の保険金のお支払いに備える準備金を積み増したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は2,597億円と前年度に比べ148億円の減益となりました。

区 分	2018年度	2019年度(当期)	増減率
経常収益	5兆4,767億円	5兆4,654億円	△0.2%
うち正味収入保険料	3兆5,874億円	3兆5,983億円	0.3%
うち生命保険料	1兆535億円	9,819億円	△6.8%
経常利益	4,163億円	3,639億円	△12.6%
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,745億円	2,597億円	△5.4%

当社の業績 ■ 2018年度 ■ 2019年度 (当期)

(単位：億円)



■また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2018年度	2019年度 (当期)	2018年度	2019年度 (当期)
国内損害保険事業	2兆8,471億円	2兆7,825億円	2,283億円	1,795億円
国内生命保険事業	7,793億円	7,481億円	402億円	518億円
海外保険事業	1兆9,720億円	1兆8,912億円	1,416億円	1,254億円
金融・一般事業	921億円	956億円	60億円	70億円

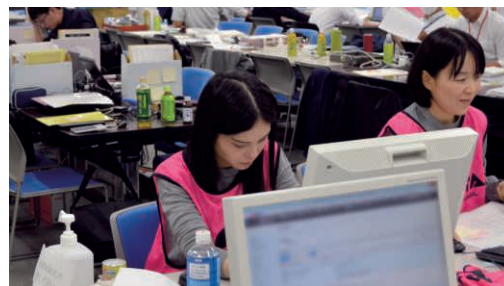
収入保険料構成比



国内損害保険事業

正味収入保険料 **2兆4,278億円** 経常利益 **1,795億円**

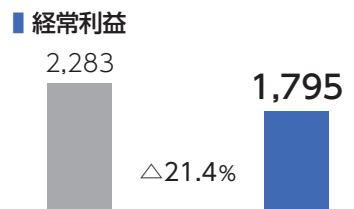
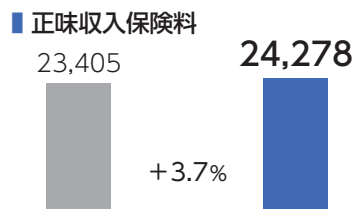
- 東京海上日動は、テクノロジーを活用したお客様の利便性向上や社内業務のさらなる効率化と、保険の種目ポートフォリオの変革を重点課題に掲げ、積極的に事業を推進しました。地方創生や顧客企業健康経営の支援等を通じたお客様からの支持の拡大にも引き続き努めました。
- 当年度も台風15号や台風19号をはじめとする多くの自然災害が日本全国に甚大な被害をもたらしましたが、社長直轄の対策本部を立ち上げ、社員を全国から被災地に派遣するなど、全社を挙げて災害対応に取り組みました。また、自然災害が多発する状況を踏まえ、いざというときに保険を通じてお客様をお守りできるよう、より丁寧にご契約内容の再確認や補償拡充の提案を行う取り組みを全店で展開しました。さらに、地震にあわれたお客様の震災直後の資金ニーズに対応すべく、お住まいの地域で一定以上の震度の地震が観測された場合に、最短3日で震度に応じた所定の保険金をお支払いする新商品の発売を決定しました。



国内損害保険事業の業績

■2018年度 ■2019年度（当期）

（単位：億円）



■テクノロジーの活用は、様々な分野で進みました。例えば、台風19号等による水災において、人工衛星から撮影した画像をAIで解析し、保険金のお支払い対象となる被害エリアの早期の把握に役立てました。また、ビッグデータ分析やAIアルゴリズム開発に強みを有するアルベルト社と共同で、ドライブレコーダーで取得した映像からAIが事故状況を再現する新たなシステムを開発しました。このシステムは、事故状況の説明に係るお客様のご負担を軽減し、迅速な事故対応に寄与します。



■保険の種目ポートフォリオの変革を推進する観点からは、サイバーリスク保険や国内M&A保険(表明保証保険)等の新しいリスクに対応する保険の開発・提供に努めるとともに、全国の商工会議所と連携し、中小企業の事業リスクを包括的に補償する保険等の普及に積極的に取り組みました。

収入保険料構成比



国内生命保険事業

生命保険料 **6,272**億円 経常利益 **518**億円

■あんしん生命は、強みである生損一体のビジネスモデルを活かしつつ、就業不能や介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を引き続き推進しました。がんゲノム医療等の治療技術の進歩を踏まえ、高額な医療費に備えられるよう、ステージⅢ以上等の重篤ながんと診断された場合に、前払いで死亡保険金相当額をお受け取りいただくことができる特約を開発・発売しました。また、お客様の資産形成ニーズにお応えする保険料分割払いの変額保険「マーケットリンク」は、当年度も多くのお客様からご好評をいただきました。

■低金利環境の長期化が見込まれるなか、金利リスクが小さい保障性商品の提供拡大を図るとともに、資産と負債の総合管理(ALM)を基本とした資産運用に継続的に取り組むなど、金利リスクの適切なコントロールに努めました。

国内生命保険事業の業績

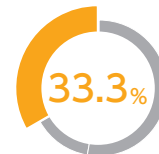
(単位：億円)



海外保険事業

収入保険料 1兆5,253億円 経常利益 1,254億円

収入保険料構成比



■ グループ全体のグローバルな成長と分散の効いたポートフォリオの構築を実現すべく、持続的な内部成長と戦略的なM&Aを取組みの両輪として、先進国および新興国で積極的に事業を展開しました。また、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用し、保険料収入の拡大、資産運用の高度化、業務効率の向上等のシナジーの実現に向けた幅広い取組みを継続しました。



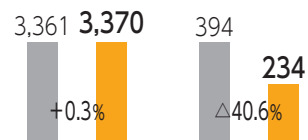
- 米国の富裕層向けに保険商品・サービスを提供するピュア社を買収しました。同社の事業は高い成長性が期待できるとともに、東京海上グループの既存事業との重複が限定的でポートフォリオ分散にも寄与します。
- ブラジルのトウキョウ・マリン・セグラドーラ社は、同国の大手国有銀行グループと、住宅ローン関連の保険に特化した合併会社を設立することについて合意しました。同国における自動車保険中心の種目ポートフォリオの分散および収益の拡大を進めてまいります。
- ミャンマーの保険当局より承認を受け、同国で損害保険の合併会社を設立し、営業を開始しました。中長期的に高い成長が見込まれる同国損害保険市場への本格的な参入をめざしております。

主要海外子会社3社の業績

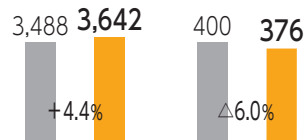
■ 2018年度 ■ 2019年度（当期）

（単位：百万米ドル）

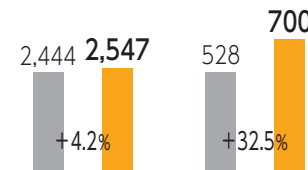
■ フィラデルフィア社
収入保険料 当期純利益



■ エイチシーシー社
収入保険料 当期純利益



■ デルフアイ社
収入保険料 当期純利益



金融・一般事業

経常収益 **956**億円 経常利益 **70**億円

- 金融事業では、年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業を中心に組み組んでおり、お客様から高くご評価いただいております。
- 一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

サステナブル(持続可能)な社会への貢献

- 東京海上グループは、長年にわたり保険事業で培った知識と経験を活かして社会に安心と安全を提供し、社会の発展に貢献してまいりました。これからも社会課題の解決に取り組み、安心・安全でサステナブルな未来の創造に貢献することで、すべての人や社会から信頼される「良い会社(Good Company)」となることをめざし、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。
- 植林NGO等と連携したアジア太平洋地域9か国におけるマングローブ植林は、当年度で20周年を迎えました。こうした取り組みは社外からも高く評価され、一般社団法人環境金融研究機構主催のサステナブルファイナンス大賞「特別賞」を受賞しました。なお、東京海上グループは、2018年度まで6年連続でカーボン・ニュートラルを達成しており、当年度以降も継続していくことをめざしています。
- 2012年から地震や津波をテーマに「ぼうさい授業」と題した教育プログラムに取り組んでまいりましたが、当年度は、昨今の自然災害の状況を踏まえ、新たに水害や土砂災害をテーマに加えました。地球環境保護をテーマとする「みどりの授業」と合わせ、受講した子どもたちは10万人を超えました。



対処すべき課題

- 2020年度の世界経済およびわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、各国がさらなる金融緩和や財政政策等の景気下支え策に懸命に取り組んでいるものの、しばらくは厳しい状況が継続することが見込まれます。
- 東京海上グループは、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、収束後の社会やマーケットの状況を注視しつつ、中期経営計画「To Be a Good Company 2020」の最終年度として、「ポートフォリオのさらなる分散」、「グループ一体経営の推進」および「テクノロジーの徹底的な活用」の3つの重点課題に引き続き取り組んでまいります。
- 国内損害保険事業では、自然災害が多発化・激甚化し、経済や国民生活への影響が大きな社会問題となりつつあるなかで、東京海上グループとしてこの問題の解決にいかに関与していけるかが喫緊の課題となっております。安定的な補償の提供を可能とする火災保険の商品内容の見直し、テクノロジーの活用による迅速な保険金のお支払い、防災や減災に関する積極的な情報発信等の様々な切り口を通じ、真正面からこの課題に取り組んでまいります。また、これに加え、テクノロジーの活用によるお客様の利便性や社内業務の効率性の向上と保険の種目ポートフォリオの変革にも、継続して取り組んでまいります。
- 国内生命保険事業では、就業不能や介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を引き続き推進するとともに、金利リスクの適切なコントロールに努めてまいります。また、医療技術の進化等の環境変化を先取りするとともに、外部の研究機関と共同で解析した医療データの活用等に取り組み、革新的な商品やサービスの開発を積極的に行ってまいります。
- 生損保両事業が密に連携し、グループ総合力を発揮する生損一体のビジネスモデルが東京海上グループの強みであります。このビジネスモデルの一層の進化を図ってまいります。
- 海外保険事業では、引き続き、持続的な内部成長と戦略的なM&Aを取組みの両輪とし、先進国および新興国でバランスの取れた成長を実現してまいります。また、グループ各社の高い専門性を活かしたシナジー発揮の追求にも、引き続き取り組んでまいります。



■資産運用では、国内外のグループ会社と連携しながら、資産と負債の総合管理(ALM)を軸としたグローバルな運用態勢の強化に引き続き努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を含め、今後の世界経済や金融市場の変化を注視しつつ、資産ポートフォリオの多様化とリスク分散を進めることによって、長期・安定的な運用収益の確保と健全な財務基盤の維持に取り組んでまいります。

■これらの取組みを支えていくのは人であります。当年度、高度な専門性とマネジメント力をグローバルに発揮できる人材の確保・登用を目的として新たな人事制度を導入しましたが、こうした取組みを引き続き推進し、グループ一体経営のさらなる高度化を進めてまいります。また、海外を含めたグループ人材のグローバルな活用や女性社員の一層の活躍推進についてもより積極的に展開し、ダイバーシティの拡大をグループの成長の原動力としてまいります。



■株主還元につきましては、配当を基本とする方針としており、持続的な成長と利益水準の向上を通じた配当の充実を図ってまいります。

■東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、健全性を基盤に収益性、成長性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進してまいる所存でございます。お客様や社会から広く信頼される「良い会社(Good Company)」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております(以下の諸表でも同様であります)。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、各事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っております。また、連結損益計算書における経常収益および経常利益は、各事業セグメントの数値の合計値に勘定科目間の調整等を加え算出しております。
3. 収入保険料とは、正味収入保険料および生命保険料の合計をいいます。
4. 主要海外子会社の業績は、現地決算ベースで表示しております。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

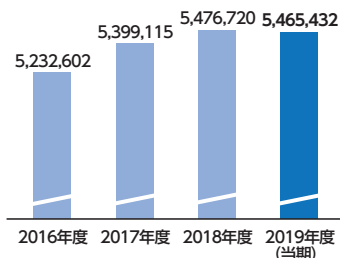
イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	5,232,602	5,399,115	5,476,720	5,465,432
経 常 利 益	387,659	344,939	416,330	363,945
親会社株主に帰属する当期純利益	273,856	284,183	274,579	259,763
包 括 利 益	169,603	500,528	42,871	2,737
純 資 産 額	3,569,760	3,835,536	3,603,741	3,426,675
総 資 産	22,607,603	22,929,935	22,531,402	25,253,966

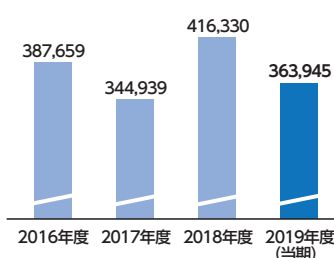
(注) 当年度の包括利益は、国内の株価変動等により有価証券の含み益が減少したことを主因として、前年度対比で減少しております。

(単位：百万円)

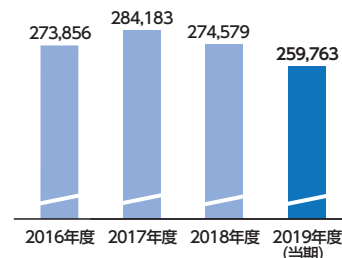
■ 経常収益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	84,702	227,510	299,837	207,867
受 取 配 当 金	74,160	214,446	280,386	183,163
保険業を営む子会社等	68,994	211,789	277,624	180,386
その他の子会社等	5,166	2,657	2,762	2,776
当 期 純 利 益	68,666	203,486	278,374	185,892
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	91円15銭	274円12銭	388円30銭	264円59銭
総 資 産	2,436,616	2,401,883	2,409,066	2,389,910
保険業を営む子会社等株式等	2,329,195	2,308,610	2,313,910	2,316,646
その他の子会社等株式等	74,202	24,910	21,963	19,317

(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2020年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
国内損害保険事業	20,465名	20,397名	△68名
国内生命保険事業	2,240名	2,258名	18名
海 外 保 険 事 業	15,557名	15,814名	257名
金 融 ・ 一 般 事 業	2,586名	2,632名	46名
合 計	40,848名	41,101名	253名

(5) 企業集団の主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

(6) 企業集団の資金調達の状況

当社は、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドを通じ、プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドを買収しました。その買収資金の一部に充当するため、東京海上日動火災保険株式会社において、2019年12月24日付で第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)を発行し、200,000百万円の資金調達を行いました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金 額
国内損害保険事業	21,525百万円
国内生命保険事業	445百万円
海 外 保 険 事 業	23,458百万円
金 融 ・ 一 般 事 業	682百万円
合 計	46,111百万円

(注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設備投資の昨年12月末の為替相場による換算額が一部含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況(2020年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	% 100.0	—
日新火災海上保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	% 100.0	—
イーデザイン損害保険(株)	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 29,303	% 95.2	—
東京海上日動あんしん生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	% 100.0	—
東京海上ミレア少額短期保険(株)	横浜市西区	少額短期保険業	2003年 9月1日	百万円 895	% 100.0	—
東京海上アセットマネジメント(株)	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2011年 6月29日	百万円 0	% (100.0)	—
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	持株会社	1981年 7月6日	百万円 0	% (100.0)	—
フィラデルフィア・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	損害保険業	1927年 2月4日	百万円 489	% (100.0)	—
ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド	米国・ハワイ州・ホノルル	損害保険業	1982年 8月6日	百万円 465	% (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー	米国・ニューヨーク州・ニューヨーク	損害保険業	1998年 8月13日	百万円 544	% (100.0)	—

(次頁に続く)

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事業内容	設 立 年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1987年 5月27日	百万円 0	100.0 (100.0)%	—
セイフティ・ナショナル・カジュアリティ・コーポレーション	米国・ミズーリ州・セントルイス	損害保険業	1942年 11月28日	百万円 3,264	100.0 (100.0)%	—
リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー	米国・イリノイ州・シャンパーグ	生命保険業	1907年 4月2日	百万円 6,094	100.0 (100.0)%	—
リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・テキサス	米国・テキサス州・ヒューストン	生命保険業	1983年 8月16日	百万円 76	100.0 (100.0)%	—
エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1991年 3月27日	百万円 0	100.0 (100.0)%	—
ヒューストン・カジュアルティ・カンパニー	米国・テキサス州・ダラス	損害保険業	1981年 5月27日	百万円 544	100.0 (100.0)%	—
ユーエス・スペシャルティ・インシュアランス・カンパニー	米国・テキサス州・ダラス	損害保険業	1986年 10月28日	百万円 457	100.0 (100.0)%	—
エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパニー	米国・インディアナ州・インディアナポリス	生命保険業	1980年 12月3日	百万円 272	100.0 (100.0)%	—
プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2006年 1月5日	百万円 0	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	百万円 134	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド	英国・ロンドン	損害保険業	2008年 10月27日	百万円 0	100.0 (100.0)%	—
エイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・ピーエルシー	英国・ロンドン	損害保険業	1981年 7月22日	百万円 20,444	100.0 (100.0)%	—
トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール・シンガポール	持株会社	1992年 3月12日	百万円 127,597	100.0 (100.0)%	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガポール・リミテッド	シンガポール・シンガポール	損害保険業	1923年 7月11日	百万円 7,637	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド	シンガポール・シンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	百万円 2,749	% 85.7 (85.7)	—
トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド	マレーシア・クアラルンプール	損害保険業	1999年 4月28日	百万円 10,174	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド	マレーシア・クアラルンプール	生命保険業	1998年 2月11日	百万円 5,699	% 100.0 (100.0)	—
イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ニューデリー	損害保険業	2000年 9月8日	百万円 3,961	% 49.0 (49.0)	—
エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ムンバイ	生命保険業	2009年 11月25日	百万円 4,516	% 49.0 (49.0)	—
トウキョウ・マリン・セイフティ・インシュアランス(タイランド)パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ・バンコク	損害保険業	2020年 2月3日	百万円 13,683	% 99.3 (99.3)	—
トウキョウ・マリン・セグラド・アラ・エス・エー	ブラジル・サンパウロ	損害保険業	1937年 6月23日	百万円 20,176	% 97.8 (97.8)	—
ホラード・ホールディングス・プロプライエタリー・リミテッド	南アフリカ・ヨハネスブルグ	持株会社	1972年 3月30日	百万円 0	% 22.5 (22.5)	—
ホラード・インターナショナル・プロプライエタリー・リミテッド	南アフリカ・ヨハネスブルグ	持株会社	2015年 4月20日	百万円 25,339	% 22.5 (22.5)	—

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。
2. プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドは、2020年2月7日付で当社の子会社等となったため、本表に記載しております。
3. トウキョウ・マリン・セイフティ・インシュアランス(タイランド)パブリック・カンパニー・リミテッドは、2020年2月3日付でセイフティ・インシュアランス・パブリック・カンパニー・リミテッドと当社の他の子会社等の合併により新設され、新たに子会社等となったため、本表に記載しております。
4. セイフティ・インシュアランス・パブリック・カンパニー・リミテッドは、上記合併に伴い解散し、当社の子会社等ではなくなったため、本表に記載しておりません。
5. 外貨建てで資本金を有する会社の資本金については、当社決算日の為替相場による円貨への換算額を記載しております。
6. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内には、間接所有に係る議決権比率を内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2020年2月7日	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドは、米国の富裕層を顧客として保険事業を展開するプリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドの全株式を、同社の既存株主から取得しました。取得価額は約31億米ドルであります。なお、対象会社の概要および株式取得の目的は、以下のとおりであります。 ・対象会社の概要 社 名：プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド 所 在 地：米国・デラウェア州・ウィルミントン 事業内容：傘下にマネジメント会社や保険会社等を有する持株会社 ・株式取得の目的 海外保険事業の規模および収益のさらなる拡大と、より分散の効いたグローバルポートフォリオの構築によるグループ全体の資本効率の向上と持続的な収益成長を目的とするものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況(2020年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
永野 毅	取締役会長	セイコーホールディングス株式会社取締役(社外取締役)	—
小宮 暁	取締役社長(代表取締役) 担当：グループCEO、グループカルチャー総括	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長	—
岡田 誠	取締役副社長 担当：グループ事業戦略・シナジー総括、グループデジタル戦略総括、事業戦略部	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	(注) 3.
湯浅 隆行	取締役副社長(代表取締役) 担当：グループ資本政策総括、経営企画部、コンプライアンス部、法務部	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長	—
藤田 裕一	専務取締役 担当：グループ資産運用総括、財務企画部、経理部	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	—
原島 朗	専務取締役(代表取締役) 担当：海外事業総括、Co-Head of International Business、海外事業企画部(北米、中東)	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	—
岡田 健司	常務取締役 担当：グループリスク管理総括、リスク管理部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	—
三村 明夫	取締役(社外取締役)	日本製鉄株式会社社友名誉会長 日本郵政株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—
江川 雅子	取締役(社外取締役)	一橋大学大学院経営管理研究科教授 三井不動産株式会社取締役(社外取締役)	(注) 4.

(次頁に続く)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
御立 尚資	取締役(社外取締役)	ボストンコンサルティンググループアジア・アドバイザー 楽天株式会社取締役(社外取締役) DMG森精機株式会社取締役(社外取締役) ユニ・チャーム株式会社取締役(社外取締役)	—
遠藤 信博	取締役(社外取締役)	日本電気株式会社取締役会長 大日本住友製薬株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日本取引所グループ取締役(社外取締役) 公益社団法人経済同友会副代表幹事	—
伊藤 卓	常勤監査役	—	(注) 5.
森 正三	常勤監査役	—	—
堀井 昭成	監査役(社外監査役)	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	(注) 6.
和仁 亮裕	監査役(社外監査役)	弁護士	(注) 7.
大槻 奈那	監査役(社外監査役)	マネックス証券株式会社執行役員チーフ・アナリスト 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 株式会社クレディセゾン取締役(社外取締役)	(注) 8.

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております(以下、本事業報告において同様であります)。
2. 三村明夫、江川雅子、御立尚資、遠藤信博、堀井昭成、和仁亮裕および大槻奈那の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
3. 岡田 誠氏は、2020年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社の取締役を退任し、同年4月1日付で副社長執行役員となっています。
4. 江川雅子氏は、2020年4月1日付で一橋大学大学院経営管理研究科特任教授に就任しています。
5. 伊藤 卓氏は、当社経営企画部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 堀井昭成氏は、日本銀行の役職員としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 大槻奈那氏は、金融機関のアナリストとしての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	17名	521百万円
監査役	5名	117百万円
計	22名	638百万円

- (注) 1. 支給人数には、2019年6月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名が含まれております。
2. 報酬等には、上記1. の取締役5名に対する報酬等が含まれております。
3. 報酬等のうち、取締役に対する新株予約権に関する報酬等は121百万円であります。
4. 2019年6月24日開催の第17回定時株主総会の決議により、取締役の報酬等の額を月額総額75百万円以内(うち社外取締役分は7.5百万円以内)とし、また、当該月額総額とは別に、取締役に対する新株予約権に関する報酬等の額を年額総額210百万円以内(うち社外取締役分は21百万円以内)とする旨を定めております。
5. 2011年6月27日開催の第9回定時株主総会の決議により、監査役の報酬等の額を月額総額12百万円以内とする旨を定めております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
三村 明夫(社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
江川 雅子(社外取締役)	
御立 尚資(社外取締役)	
遠藤 信博(社外取締役)	
堀井 昭成(社外監査役)	
和仁 亮裕(社外監査役)	
大槻 奈那(社外監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況(2020年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先のうち、三村明夫氏が社外取締役を務める日本郵政株式会社は、傘下に生命保険業を営む子会社を有しています。また、御立尚資氏が社外取締役を務める楽天株式会社は、傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有しています。

当社も傘下に損害保険業を営む子会社および生命保険業を営む子会社を有していることから、当社と両社の事業領域には重複があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
三村 明夫 (社外取締役)	9年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会のうち10回に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
江川 雅子 (社外取締役)	4年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
御立 尚資 (社外取締役)	2年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
遠藤 信博 (社外取締役)	9か月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した9回の取締役会のうち8回に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
堀井 昭成 (社外監査役)	8年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行の役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
和仁 亮裕 (社外監査役)	5年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
大槻 奈那 (社外監査役)	1年 9か月	当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。
2. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。
3. 当年度に開催した11回の取締役会は全て定時取締役会であります。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8名	104百万円	—

- (注) 1. 支給人数には、2019年6月24日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
2. 保険持株会社からの報酬等には、上記1.の社外取締役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 保険持株会社からの報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は10百万円であります。
4. 支給人数および保険持株会社からの報酬等の内訳は以下のとおりであります。
- ・社外取締役 5名 59百万円
 - ・社外監査役 3名 45百万円

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)までの内容に対して、社外役員の意見はありません。

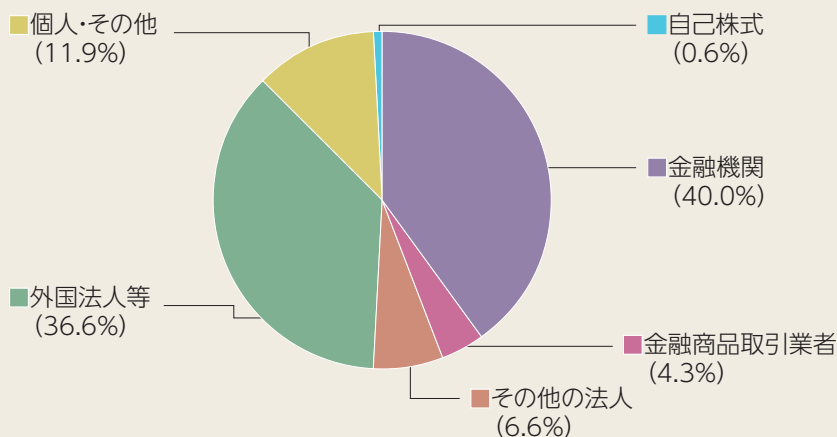
4. 株式に関する事項

(1) 株式数(2020年3月31日現在)

発行可能株式総数 3,300,000千株
 発行済株式の総数 702,000千株
 (自己株式4,129千株を含みます)

(2) 当年度末株主数 75,979名

ご参考：所有者別株式分布状況



(3) 大株主(2020年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	62,433 千株	8.9 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	46,105	6.6
明治安田生命保険相互会社	15,779	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口5	14,368	2.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	13,973	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	13,499	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口7	13,158	1.9
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	11,513	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832	1.6
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	9,867	1.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社の持株10,832千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産であります。
2. 持株比率は、自己株式4,129千株を控除して計算しております。

5. 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員： 奈良 昌彦 出澤 尚 原田 優子	145百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容：国際財務報告基準(IFRS)に関連した会計アドバイザリー・サービス等

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、924百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwCあらた有限責任監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。「内部統制基本方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しております。当年度も昨年度に引き続き、グループ全体として、内部統制上の重大な不備が生じていないことを確認しました。

ロ グループ会社の経営管理に関する取組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保すること等を目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めております。また、毎年、新設または改定の要否を検討することとしており、当年度も一部の基本方針について見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っております。

ハ コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っております。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題についての内部通報を行うために社内外のホットラインを設け、研修等を通じてその利用につき周知を図るとともに、通報案件に対応しております。当社のホットラインは、国内外のグループ会社からの内部通報に多言語で対応を行える窓口となっております。

当社グループは、グループ全体で継続的にコンプライアンス態勢の高度化を図るため、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止対策の強化ならびに個人情報保護等のグローバルに対応が求められる分野に係る態勢整備に特に注力して取り組んでおります。加えて、当年度は、法務およびコンプライアンスの両機能のより一層の強化に取り組むため、グループの法務、コンプライアンスを総括するチーフオフィサーの設置を決定しました。

ニ リスク管理に関する取組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策を策定のうえ、その実施状況について内部統制委員会での審議を経て、取締役会にお

いて確認しております。当年度は、サイバーリスクへの対応として、全世界におけるサイバーセキュリティ監視体制の地域ごとの統合を推進するとともに、サイバーセキュリティ要員の増強等に取り組みました。加えて、国内において世界的に注目されるイベントが開催予定であったことや世界各国でのテロ発生等をふまえ、テロ対策の基礎研修や国内テロを想定した模擬訓練を実施しました。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が十分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認しております。

ホ 内部監査に関する取組み

当社は、経営目標の効果的な達成を図るために、各部門の業務に対する内部監査を行い、問題点の改善方法の提言等を行っております。また、グループ会社に対してリスクの種類や程度に応じた効率的かつ実効性のある内部監査の実施を求めるとともに、内部監査結果等の報告を受けるなど、グループ会社の内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等をモニタリングしております。

当社グループは、当年度より、体制の安定化を図り、チームアプローチの採用等により内部監査品質を向上させるため、一部の中小規模の国内グループ会社の内部監査人を当社に集約し、当社が直接内部監査を実施する体制に移行しました。

ヘ 監査役監査の実効性確保に関する取組み

当社においては、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧等を行うことで、取締役の職務の執行状況を確認できるようにするなど、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために十分な情報を提供しております。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画や内部監査結果についての情報提供を行うなど、監査役との連携を図っております。

当社は、内部通報のためのホットラインの運用状況について、年に4回、監査役に報告しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

2019年度(2020年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	820,873	保 険 契 約 準 備 金	17,222,596
買 現 先 勘 定	999	支 払 備 金	2,995,636
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	4,612	責 任 準 備 金 等	14,226,960
買 入 金 銭 債 権	1,363,752	社 他 債	270,536
金 銭 の 信 託	2,103	そ の 他 負 債	3,628,726
有 価 証 券	17,875,998	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,620,178
貸 付 金	1,524,100	そ の 他 の 負 債	2,008,548
有 形 固 定 資 産	315,216	退 職 給 付 に 係 る 負 債	245,966
土 地	133,825	賞 与 引 当 金	70,698
建 物	134,346	特 別 法 上 の 準 備 金	118,071
建 設 仮 勘 定	4,206	価 格 変 動 準 備 金	118,071
その他の有形固定資産	42,837	繰 延 税 金 負 債	239,668
無 形 固 定 資 産	1,101,306	負 の の れ ん	28,911
ソ フ ト ウ ェ ア	43,992	支 払 承 諾	2,114
の れ ん	533,432	負 債 の 部 合 計	21,827,291
その他の無形固定資産	523,880	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 資 産	2,217,451	資 本 金	150,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,710	利 益 剰 余 金	1,800,292
繰 延 税 金 資 産	33,888	自 己 株 式	△23,210
支 払 承 諾 見 返	2,114	株 主 資 本 合 計	1,927,082
貸 倒 引 当 金	△11,162	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,435,437
資 産 の 部 合 計	25,253,966	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	11,427
		為 替 換 算 調 整 勘 定	8,042
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△9,840
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,445,066
		新 株 予 約 権	2,545
		非 支 配 株 主 持 分	51,980
		純 資 産 の 部 合 計	3,426,675
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,253,966

2019年度〔2019年4月1日から2020年3月31日まで〕連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,465,432
保険引受収益	4,701,979
正味収入積立保険料	3,598,396
収入積立保険料	77,041
積立保険料等運用益	39,466
生命保険引受収益	981,900
その他保険引受収益	5,174
資産運用収益	642,214
利息及び配当金収入	513,041
売買目的有価証券運用益	18,016
有価証券売却益	142,625
有価証券償還益	541
有価証券運用収益	7,456
積立保険料等運用益	△39,466
その他経常収益	121,238
そののれん償却額	10,229
その他経常収益	111,009
経常費用	5,101,486
保険引受費用	4,096,249
正味支払保険金	2,057,707
損害調査費用	145,299
手数料及び集金	694,708
満期返戻金	158,337
契約者配当金	18
生命保険金等	412,721
支払保険金繰入額	128,992
責任準備金繰入額	489,344
その他保険引受費用	9,120
資産運用費用	82,938
金銭の信託運用損	50
有価証券売却損	12,723
有価証券評価損	26,577
有価証券償還損	772
金融派生商品費用	12,809
特別勘定資産運用損	8,449
その他運用費用	21,554
営業費及び一般管理費用	892,776
その他経常費用	29,522
支払利息	18,940
貸倒引当金繰入額	808
貸倒損	133
持分法による投資損失	4,445
その他経常費用	5,195
経常利益	363,945

(右上に続く)

科 目	金 額
特別利益	9,695
固定資産処分益	173
段階取得に係る差益	4,454
関係会社株式売却益	4,336
その他特別利益	731
特別損失	19,513
固定資産処分損失	1,941
減損損失	6,386
特別法上の準備金繰入額	9,614
価格変動準備金	9,614
不動産等圧縮損	0
関係会社株式売却損失	209
その他特別損失	1,359
税金等調整前当期純利益	354,127
法人税及び住民税等	118,662
法人税等調整額	△26,372
法人税等合計	92,289
当期純利益	261,838
非支配株主に帰属する当期純利益	2,074
親会社株主に帰属する当期純利益	259,763

2019年度(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,759	流 動 負 債	5,334
現 金 及 び 預 金	13,322	未 払 金	2,626
前 払 費 用	47	未 払 費 用	1,042
未 収 入 金	38,368	未 払 法 人 税 等	602
そ の 他	21	未 払 事 業 所 税	15
固 定 資 産	2,338,150	未 払 消 費 税 等	440
有 形 固 定 資 産	250	預 り 金	7
建 物	136	賞 与 引 当 金	600
車 両 運 搬 具	64	固 定 負 債	325
工 具、器 具 及 び 備 品	49	退 職 給 付 引 当 金	325
無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	5,659
電 話 加 入 権	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,337,899	株 主 資 本	2,381,704
関 係 会 社 株 式	2,335,963	資 本 金	150,000
繰 延 税 金 資 産	1,715	資 本 剰 余 金	1,511,485
そ の 他	220	資 本 準 備 金	1,511,485
資 産 合 計	2,389,910	利 益 剰 余 金	743,429
		そ の 他 利 益 剰 余 金	743,429
		別 途 積 立 金	332,275
		繰 越 利 益 剰 余 金	411,153
		自 己 株 式	△23,210
		新 株 予 約 権	2,545
		純 資 産 合 計	2,384,250
		負 債 純 資 産 合 計	2,389,910

2019年度〔 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで 〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関 係 会 社 受 取 配 当 金	183,163	
	関 係 会 社 受 入 手 数 料	20,733	
営	業 費 用		
	関 係 会 社 シ ス テ ム 使 用 料 収 入	3,970	207,867
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	22,230	22,230
営	営 業 利 益		185,637
	業 外 収 益		
	受 取 利 息	0	
営	未 払 配 当 金 除 斥 益	54	
	受 取 事 務 手 数 料	18	
	そ の 他	19	92
営	業 外 費 用		
	自 己 株 式 取 得 費	34	
	雑 支 出	1	36
特	経 常 利 益		185,693
	別 定 資 産 売 却 益	0	0
	別 定 資 産 売 却 損	2	
特	固 定 資 産 除 却 損	0	2
	税 引 前 当 期 純 利 益		185,691
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,514	
	法 人 税 等 調 整 額	△1,715	△200
	当 期 純 利 益		185,892

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出澤 尚	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出澤 尚	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 優子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 卓 ㊟

常勤監査役 森 正三 ㊟

監査役 堀井 昭成 ㊟

監査役 和仁 亮裕 ㊟

監査役 大槻 奈那 ㊟

(注) 監査役 堀井昭成、和仁亮裕、大槻奈那は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

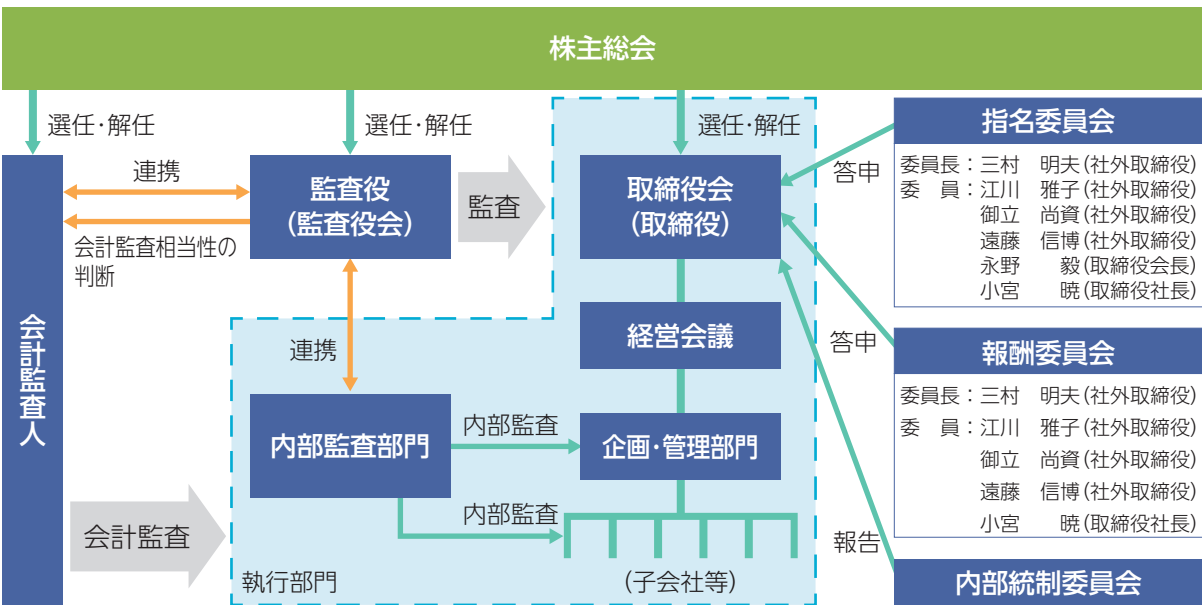
ご参考：当社のコーポレートガバナンスの体制等

(1) コーポレートガバナンス体制

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「内部統制基本方針」に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しております。

当社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めております。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としております。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しております。

コーポレートガバナンス体制図



(2) 取締役会の実効性評価

イ 取締役会の実効性評価の方法

当社は、取締役会のさらなる機能発揮に向け、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しております。具体的には、取締役会に参加している全員の意見を反映した評価とすべく、取締役および監査役の全員を対象に、取締役会の運営や機能発揮の状況に関するアンケートを行い、その結果を取締役に報告しております。

ロ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会においては、取締役および監査役が活発に発言し、自由闊達で建設的な議論が行われており、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価されております。一方で、さらなる改善に向けた意見もあり、個別に対応を検討しております。主な意見や対策は、以下のとおりです。

意見①	論議時間のさらなる確保に努めてほしい。
対策	議案の内容により、事前に資料を読むことで当日の説明を不要とするなど、時間の使い方を工夫しているが、これを一層進め、真に論議が必要な議案に時間を確保できるよう努める。
意見②	社外役員が現場をより深く知ることのできる機会(社員と直接対話する機会を含む)を確保してほしい。
対策	社外役員に対して、既に実施している東京海上グループ合同部長会議への出席案内に加え、社内役員と従業員の意見交換会やその他のイベントについても案内を行い、オプザーク参加の機会を増やす。

(3) 「戦略論議」の実施

当社は、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略を検討・策定するに際して、社外取締役や社外監査役の知見を十分に活かしていきたいと考えております。そのために、取締役会において、直面する経営環境や経営課題等をテーマにした論議を「戦略論議」と称し、実施しております。テーマは、取締役および監査役からのアンケートの回答や独立役員会議で話題に上ったテーマを基に選定しております。2019年度は、以下のテーマ等について論議を行っており、2020年度もこうした論議を継続してまいります。

- ・東京海上グループのCSR/サステナビリティへの取組みとSDGs
- ・海外子会社経営者との意見交換
- ・東京海上グループのデジタル戦略

(4) 「独立役員会議」の実施

当社は、独立役員のみによる会議を年に1回開催しております。議題設定を含めた会議の進行全てを独立役員が行い、客観的で大局的な視点からの意見交換を実施しています。会議で議論された内容は、必要に応じて社長にフィードバックされています。

(5) 報酬等に関する事項

イ 役員報酬の決定に関する方針

- ・役員報酬に対する「透明性」「公平性」「客観性」を確保する。
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
- ・経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
- ・経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。

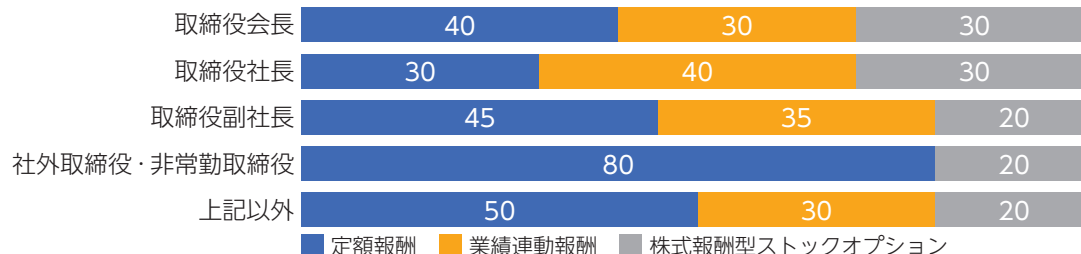
ロ 役員報酬の決定プロセス

当社は、取締役会の諮問機関として、4名の社外取締役を含めた5名の委員(委員長は社外取締役)で構成される報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申します。

- ・当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
- ・当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

ハ 当社の取締役の報酬体系

a 役位別の報酬の構成割合



b 業績連動報酬の決定プロセス

業績連動報酬は、取締役の業績向上に対するインセンティブを強化することを目的として導入しており、「個人業績」と「会社業績」に連動し、その成果への対価として金銭で支給します(達成度に応じて0%から200%の範囲で変動します)。

(a)個人業績に基づく業績連動報酬は、期初に設定した課題の達成度に応じた係数に基づき決定します。

(b)会社業績に基づく業績連動報酬は、原則として、以下の業績評価指標の目標値に対する実績の達成度に応じた係数に基づき決定します。

＜会社業績に基づく業績評価指標の2019年度の目標および実績＞

指標項目	目標	実績
修正ROE	10.4%	8.2%
修正純利益	4,000億円	2,867億円
期待ROR改善度	14.1%	15.0%

(注) 1. 修正ROEおよび修正純利益は、市場から見た透明性の向上等を目的として、財務会計上の指標に一定の修正を加えて算出するグループ全体の業績に係る経営指標であります。

2. 期待ROR(Return on Risk:保有するリスクに対する収益性)改善度とは、前年度計画のRORに対する当年度計画のRORの改善の割合を示す指標であります。

(6) 東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の実現に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループ内取引等の管理に関する方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

- 第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
 - 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
 - 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

- 第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。
- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
 - 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社(東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。)の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第18条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グロー

バル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第18条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(当社社長の選任要件)

第14条 当社社長は、第9条に定める取締役の選任要件および第13条に定める執行役員の選任要件を満たし、かつ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、事業運営を主導する資質を有する者とする。

(解任方針)

第15条 当社社長または当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員が、本基本方針に定める各々の選任要件を満たさない場合は、指名委員会は当該者の解任について審議する。

(指名委員会の役割)

第16条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社社長ならびに当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
- ②当社社長ならびに当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件および解任方針

- 3 指名委員会は、当社社長の後継者計画について審議するとともに、後継者候補の育成が計画的に行われるよう、その運用について適切に監督する。

(指名委員会の構成)

第17条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(社外役員の独立性判断基準)

第18条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。

- ①当社の経営者または従業員である(あった)者
- ②当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
- ③当社の役員と親族関係にある者
- ④当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
- ⑤当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

(報酬委員会の役割)

第19条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

- 2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - ①当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
 - ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(報酬委員会の構成)

第20条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第21条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

- ①役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
 - ②業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
 - ③経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
 - ④経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- 2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
 - 3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

(役員報酬体系)

第22条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。

- 2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

(事業子会社の統治方法)

第23条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。

- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

(役員に対するトレーニングの方針)

第24条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第25条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。

- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。

- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。

- ⑤当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限

(改廃権限)

第26条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は法務コンプライアンス部担当の業務執行役員が行うことができる。

2020年4月15日改定

(注) 第18条にいう「別表」につきましては、20頁をご参照ください。

以 上

その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しているコーポレートガバナンス報告書をご参照ください。

また、上記のウェブサイトには、当社の経営戦略に関する説明資料等も掲載しております。

以 上

東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、
お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。
株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。
社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。
良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい
「ベジタブルインキ」を
使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



株主各位

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

東京海上ホールディングス株式会社

<目次>

事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項	
(3) 企業集団の主要な事務所の状況	1
(5) 企業集団の主要な借入先の状況	2
5. 新株予約権等に関する事項	3
8. 業務の適正を確保するための体制	
(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の 内容の概要	5
9. 特定完全子会社に関する事項	8
連結株主資本等変動計算書	9
連結注記表	10
株主資本等変動計算書	23
個別注記表	24

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokiomarinehd.com/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供させていただきます。

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2020年3月31日現在)

イ 当社

事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

ロ 子会社等

事業セグメント	会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年 3月20日
		北海道		
		北海道支店 他6部支店		
		東北		
		仙台支店 他9部支店		
		関東		
		東京中央支店 他32部支店		
		東海・北陸		
		愛知南支店 他26部支店		
	日新火災海上保険(株)	関西	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日
		大阪南支店 他24部支店		
		中国・四国		
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険(株)	広島支店 他14部支店	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日
		九州		
		福岡中央支店 他13部支店		
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険(株)	本社(東京本社)、さいたま本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日
		本社		

事業セグメント	会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年 7月6日
	デルファイ・ファイナンス・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年 5月27日
	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1991年 3月27日
	プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	2006年 1月5日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年 7月11日
金融・一般事業	東京海上アセットマネジメント(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1985年 12月9日

- (注) 1. 本表には、子会社等のうち主要なものを記載しております。
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。
3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。
4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

事業セグメント	会 社 名	借 入 先	借入金残高
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	シンジケートローン	261,192百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするものであります。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員(以下、あわせて「当社役員等」といいます)を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりであります。

	事業年度の末日の状況		概要		
	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	新株予約権の払込金額 (新株予約権1個当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2007年7月発行新株予約権	3個	普通株式 300株	491,700円	株式1株当たり 払込金額1円	新株予約権付与時から30年間
2008年8月発行新株予約権	12個	普通株式 1,200株	353,300円		
2009年7月発行新株予約権	26個	普通株式 2,600株	237,600円		
2010年7月発行新株予約権	39個	普通株式 3,900株	234,400円		
2011年7月発行新株予約権	147個	普通株式 14,700株	219,500円		
2012年7月発行新株予約権	205個	普通株式 20,500株	181,900円		
2013年7月発行新株予約権	231個	普通株式 23,100株	332,600円		
2014年7月発行新株予約権	425個	普通株式 42,500株	310,800円		
2015年7月発行新株予約権	516個	普通株式 51,600株	500,800円		
2016年7月発行新株予約権	851個	普通株式 85,100株	337,700円		
2017年7月発行新株予約権	941個	普通株式 94,100株	455,100円		
2018年7月発行新株予約権	1,220個	普通株式 122,000株	500,700円		
2019年7月発行新株予約権	1,601個	普通株式 160,100株	523,700円		

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。
2. 本表に記載の新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行しております。
3. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権 の数	新株予約権の 目的たる株式の 種類および数	取締役 (社外役員を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2010年7月発行 新株予約権	7個	普通株式 700株	—	—	1名	7個	—	—
2011年7月発行 新株予約権	46個	普通株式 4,600株	1名	39個	1名	7個	—	—
2012年7月発行 新株予約権	81個	普通株式 8,100株	2名	72個	1名	9個	—	—
2013年7月発行 新株予約権	70個	普通株式 7,000株	2名	50個	1名	7個	1名	13個
2014年7月発行 新株予約権	56個	普通株式 5,600株	2名	42個	1名	6個	1名	8個
2015年7月発行 新株予約権	99個	普通株式 9,900株	3名	91個	2名	8個	—	—
2016年7月発行 新株予約権	117個	普通株式 11,700株	3名	105個	2名	12個	—	—
2017年7月発行 新株予約権	106個	普通株式 10,600株	3名	91個	3名	15個	—	—
2018年7月発行 新株予約権	133個	普通株式 13,300株	5名	118個	3名	15個	—	—
2019年7月発行 新株予約権	237個	普通株式 23,700株	8名	217個	4名	20個	—	—

(注) 事業年度の末日において当社取締役および監査役は、当社取締役および監査役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有していますが、この他、各新株予約権の発行時点において当社の執行役員または当社の主要な子会社の取締役もしくは執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しています。

- ・ 2011年7月発行新株予約権： 60個
- ・ 2012年7月発行新株予約権： 61個
- ・ 2013年7月発行新株予約権： 48個
- ・ 2014年7月発行新株予約権： 76個
- ・ 2015年7月発行新株予約権： 67個
- ・ 2016年7月発行新株予約権： 37個
- ・ 2017年7月発行新株予約権： 73個
- ・ 2018年7月発行新株予約権： 67個
- ・ 2019年7月発行新株予約権： 98個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	使用人		子法人等の役員および使用人	
			交付人数	個数	交付人数	個数
2019年7月発行新株予約権	1,266個	普通株式 126,600株	13名	221個	69名	1,045個

(注) 本表に記載の使用人の新株予約権の個数には、新株予約権の発行時点において当社の主要な子会社の取締役または執行役員であった当社使用人が、当該子会社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により付与された新株予約権を含んでおります。なお、当社の使用人は、当社執行役員(当社の取締役兼務者を除く)であります。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社(以下「子会社等」という。)と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの資本配分制度に関する基本方針を定め、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。

- (6) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
 - (7) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
 - (2) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
3. リスク管理に関する体制
- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
 - (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
 - (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。
4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画(数値目標等を含む。)を策定する。
 - (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
 - (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
 - (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
 - (5) 当社は、(1)～(4)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2020年4月1日改定

(注) 当社は、2020年3月23日開催の取締役会において、2020年4月1日付で、内部統制基本方針を改定する決議を行っており、上記には、改定後の内容を記載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

2,098,509百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,389,910百万円

2019年度 [2019年4月1日から
2020年3月31日まで] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,000	1,742,188	△18,299	1,873,889
在外子会社の会計基準の 改正による累積的影響額		△3,565		△3,565
在外子会社の会計基準の改正を 反映した当期首残高	150,000	1,738,622	△18,299	1,870,323
当期変動額				
剰余金の配当		△154,882		△154,882
親会社株主に帰属 する当期純利益		259,763		259,763
自己株式の取得			△50,940	△50,940
自己株式の処分		△321	1,066	744
自己株式の消却		△44,962	44,962	—
連結範囲の変動		2,272		2,272
その他		△199		△199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	61,669	△4,910	56,759
当期末残高	150,000	1,800,292	△23,210	1,927,082

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額			
当期首残高	1,676,369	9,472	24,892	△10,389	2,479	27,027	3,603,741
在外子会社の会計基準の 改正による累積的影響額	3,565						—
在外子会社の会計基準の改正を 反映した当期首残高	1,679,935	9,472	24,892	△10,389	2,479	27,027	3,603,741
当期変動額							
剰余金の配当							△154,882
親会社株主に帰属 する当期純利益							259,763
自己株式の取得							△50,940
自己株式の処分							744
自己株式の消却							—
連結範囲の変動							2,272
その他							△199
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△244,498	1,955	△16,850	548	66	24,953	△233,825
当期変動額合計	△244,498	1,955	△16,850	548	66	24,953	△177,066
当期末残高	1,435,437	11,427	8,042	△9,840	2,545	51,980	3,426,675

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 164社

主要な会社名

東京海上日動火災保険㈱

日新火災海上保険㈱

イーデザイン損害保険㈱

東京海上日動あんしん生命保険㈱

東京海上ミレア少額短期保険㈱

東京海上アセットマネジメント㈱

トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド

フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション

フィラデルフィア・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー

ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド

トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー

デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド

セイフティ・ナショナル・カジュアリティ・コーポレーション

リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー

リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・テキサス

エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド

ヒューストン・カジュアルティ・カンパニー

ユーエス・スペシャルティ・インシュアランス・カンパニー

エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパニー

プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド

トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド

トウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド

エイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・ピーエルシー

トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド

トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガポール・リミテッド

トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド

トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド

トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド

トウキョウ・マリン・セイフティ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド

トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー

当連結会計年度より、プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド他12社は株式の取得等により新たに子会社となったため、連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありましたセイフティ・インシュアランス・パブリック・カンパニー・リミテッドは、トウキョウ・マリン・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッドとの合併に伴い解散し、当該合併に伴い新設されたトウキョウ・マリン・セイフティ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテ

ッドが新たに連結子会社となりました。また、バイル・ユーエスエー・インコーポレイテッド他3社は保有株式の売却等により、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

東京海上日動調査サービス㈱

トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 7社

主要な会社名

イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

ホラード・ホールディングス・プロプライエタリー・リミテッド

ホラード・インターナショナル・プロプライエタリー・リミテッド

前連結会計年度において持分法を適用していたエヌエーエス・インシュアランス・サービス・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー他1社は、株式の追加取得により関連会社から子会社となったこと等により、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除いております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス㈱、トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス（タイランド）パブリック・カンパニー・リミテッド他）および関連会社（アルインマー・トウキョウ・マリン・カンパニー他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険㈱および日新火災海上保険㈱を通じて日本地震再保険㈱の議決権の30.1%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、原則として、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社3社および海外連結子会社152社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。
- ③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。
また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
東京海上日動あんしん生命保険㈱において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金の一部分」を小区分として設定し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。
なお、当連結会計年度より、資産・負債総合管理（A L M : Asset Liability Management）推進の観点から、小区分「個人保険（無配当）の責任準備金の一部分」を拡大し、「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金の一部分」としております。この変更による連結計算書類への影響はありません。また、当連結会計年度末において、一時払個人年金保険および一時払終身積立保険を対象とする小区分を廃止し、当該小区分で保有していた責任準備金対応債券をその他有価証券に振り替えております。これは当該小区分に係る責任準備金残高が減少したことにより、資産と負債のマッチングを利用した金利リスク管理の実態を連結計算書類へ反映する意義が薄れたこと等によるものであります。この変更による連結計算書類への影響は軽微であります。
- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑥ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

(4) 無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もった期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

② 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

③ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13年）による定額法により費用処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険㈱および東京海上日動あんしん生命保険㈱は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM：Asset Liability Management）を実施しております。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づく繰延ヘッ

ジ処理を行っております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

② 為替関係

主な国内保険連結子会社は、外貨建資産等に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引・通貨スワップ取引の一部について、時価ヘッジ処理、繰延ヘッジ処理または振当処理を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険㈱は、在外子会社の持分に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する外貨建借入金について、繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーションに係るものについては20年間、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドに係るものについては10年間、プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッドに係るものについては15年間、その他については5～15年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っております。

<追加情報の注記>

米国会計基準を採用している海外連結子会社において、米国財務会計基準審議会が公表した「金融資産および金融負債の認識および測定」(ASU 2016-01)を当連結会計年度から適用しております。

当該基準の適用に伴い、従来その他の包括利益として認識していた持分投資の公正価値変動の一部につき、当連結会計年度より純損益として認識しております。また、当連結会計年度の期首において、前連結会計年度末における当該持分投資に係るその他有価証券評価差額金(△3,565百万円)を利益剰余金に振り替え、前連結会計年度末においてその他有価証券として区分していた有価証券の一部(65,355百万円)を売買目的有価証券に含めております。

なお、当該基準の適用による経常利益および税金等調整前当期純利益への重要な影響はありません。

<連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は363,575百万円、圧縮記帳額は18,454百万円であります。

2. 非連結の関係会社の株式の額は163,753百万円、出資金の額は29,035百万円であります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は56,947百万円であります。この内訳は次のとおりであります。

(1) 破綻先債権額は19,589百万円であります。

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法

施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

（2）延滞債権額は36,625百万円であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

（3）3カ月以上延滞債権額は732百万円であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

（4）貸付条件緩和債権額はありません。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．担保に供している資産は、預貯金42,061百万円、買入金銭債権24,559百万円、有価証券346,071百万円、貸付金125,181百万円であります。

また、担保付債務は、支払備金152,710百万円、責任準備金166,587百万円、その他の負債（外国再保険借等）73,658百万円であります。

5．現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは5,610百万円（時価）であり、すべて自己保有しております。

6．有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが1,978,262百万円含まれております。

7．貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	955,147百万円
貸出実行残高	685,003百万円
差引額	270,144百万円

8．保険業法第118条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに123,242百万円であります。

9．東京海上日動火災保険㈱は以下の子会社の債務を保証しております。

トウキョウ・マリン・コンパニー・デ・セグロス	5,884百万円
------------------------	----------

10．その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円が含まれております。

<連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等 598,016百万円

給与 303,785百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 減損損失について次のとおり計上しております。

用途	種類	場所等	減損損失（百万円）			
			土地	建物	その他	合計
事業用不動産等 (一般事業(介護事業))	建物等	東京都世田谷区に 保有する建物など 3物件	—	3	15	18
事業用不動産等 (一般事業(その他))	建物、のれんおよび その他の無形固定 資産等	神奈川県横浜市に 保有する建物附属 設備等	—	24	3,117	3,141
賃貸用不動産	土地および建物	福島県会津若松市 に保有する建物な ど2物件	92	190	—	283
遊休不動産および 売却予定不動産	土地および建物	静岡県沼津市に保 有する建物など6 物件	242	1,159	—	1,401
遊休資産	ソフトウェア	—	—	—	1,540	1,540
合計	—	—	335	1,377	4,673	6,386

保険事業等の用に供している事業用不動産等については連結会社毎に1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等ならびに一般事業(介護事業)の用に供している事業用不動産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしております。

一般事業(介護事業)の用に供している事業用不動産等において、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

一般事業(その他)の用に供している事業用不動産等のうち事業買収により生じたのれんおよびその他の無形固定資産等について、事業計画で想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.0%で割り引いて算定しております。

賃貸用不動産において、主に不動産価格の下落に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額であります。

遊休不動産および売却予定不動産において、主に売却方針の決定に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額であります。

遊休資産において、将来の使用が見込まれないため、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	710,000	—	8,000	702,000
合計	710,000	—	8,000	702,000
自己株式				
普通株式	3,443	8,886	8,199	4,129
合計	3,443	8,886	8,199	4,129

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少8,000千株は、すべて自己株式の消却によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加8,886千株の主な内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加8,811千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少8,199千株の主な内訳は、自己株式の消却による減少8,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高（百万円）
当社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	2,545

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	63,590	90.00	2019年3月31日	2019年6月25日
2019年11月19日 取締役会	普通株式	91,292	130.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(注) 2019年11月19日開催の取締役会で決議した配当金について、1株当たり配当額の内訳は、普通配当95円および資本水準調整のための一時的な配当35円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月29日開催の第18回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	66,297	利益剰余金	95.00	2020年3月31日	2020年6月30日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っております。そのため、資産・負債総合管理（A L M : Asset Liability Management）を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っております。

具体的には、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした一定の信用リスクをとる運用を行っております。また、外国証券等も活用し、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しております。保有する資産については、リスクの軽減等を目的として、為替予約取引等のデリバティブ取引も活用しております。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る市場リスク、信用リスク等の管理を実施しております。

こうした取り組みによって、運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非連結子会社株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	820,873	820,942	69
(2) 買現先勘定	999	999	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	4,612	4,612	—
(4) 買入金銭債権	1,363,752	1,363,752	—
(5) 金銭の信託	2,103	2,103	—
(6) 有価証券			
売買目的有価証券	465,487	465,487	—
満期保有目的の債券	5,092,780	5,985,487	892,707
責任準備金対応債券	1,859,815	1,870,691	10,876
その他有価証券	10,133,026	10,133,026	—
(7) 貸付金	1,396,273		
貸倒引当金（*1）	△3,052		
	1,393,221	1,393,529	308
(8) 社債（*2）	(270,536)	(263,145)	(△7,391)
(9) 債券貸借取引受入担保金（*2）	(1,620,178)	(1,620,178)	—
(10) デリバティブ取引（*3）	34,555	34,555	—

（*1）貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（*3）その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金（うち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に基づいて有価証券として取り扱うものを除く）、(2)買現先勘定、(3)債券貸借取引支払保証金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としております。

(4)買入金銭債権、(5)金銭の信託、(6)有価証券（「(1)現金及び預貯金」のうち金融商品に関する会計基準に基づいて有価証券として取り扱うものを含む）のうち市場価格のあるものについては、上場株式は取引所の価格、債券は店頭取引による価格等によっております。市場価格のないものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。

(7) 貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(8) 社債については、店頭取引による価格等によっております。

(9) 債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(10) デリバティブ取引のうち市場取引については、取引所の価格によっております。市場取引以外の取引については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やモデルを用いて算定した価格等によっております。

(注2) 非連結子会社株式等、非上場株式および組合出資金等（連結貸借対照表計上額321,277百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)有価証券」には含めておりません。

また、約款貸付（連結貸借対照表計上額127,827百万円）は、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに行っており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7)貸付金」には含めておりません。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪、名古屋などを中心にオフィスビル（土地を含む）を所有しており、その一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
64,894	155,629

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額	4,832円05銭
1株当たり当期純利益	369円74銭

<その他の注記>

取得による企業結合に関する事項

当社は、当社の子会社であるエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド（以下「エイチシーシー社」という。）を通じて、米国の富裕層向けに特化して保険商品・サービスを提供するプリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド（以下「ピュア社」という。）の発行済み株式の全てを取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称

プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド

(2) 事業の内容

傘下にマネジメント会社および保険会社等を有する持株会社

(3) 企業結合を行った主な理由

本件買収は、当社グループの既存の米国事業とのオーバーラップが限定的で補完性が高く、手数料収入主体の収益が安定した資本負荷の小さい事業の獲得を通じて、海外保険事業の規模・収益の更なる拡大と、より分散の効いたグローバルポートフォリオの構築により、グループ全体の資本効率の向上と持続的な収益成長を実現することを目的とするものであります。

(4) 企業結合日

2020年2月7日

(5) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(6) 結合後企業の名称

プリビレッジ・アンダーライターズ・インコーポレイテッド

(7) 取得した議決権比率

100%

(8) 取得企業を決定するに至った主な根拠

エイチシーシー社がピュア社の議決権の100%を取得し同社を支配するに至ったことから、エイチシーシー社を取得企業と決定しております。

2. 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

連結計算書類の作成にあたっては、企業結合日である2020年2月7日現在の被取得企業の財務諸表を使用したため、連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	341,041百万円
取得原価		341,041百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,310百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

163,910百万円

(2) 発生原因

買収評価時に見込んだ将来収益を反映させた投資額が、取得した資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	372,980百万円
（うち有価証券	53,300百万円）

(うち無形固定資産	244,249百万円)
負債合計	158,805百万円
(うち保険契約準備金	45,980百万円)
(うち繰延税金負債	66,409百万円)

7. 取得原価のうちののれん以外の無形固定資産に配分された金額並びにその主要な種類別の内訳及び加重平均償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	242,639百万円		
(うち契約更改権価値	111,751百万円	償却期間	15年)
(うち販売網価値	96,412百万円	償却期間	15年)

8. 取得原価の配分

企業結合日から連結会計年度末までの期間が短く取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。

9. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益	58,750百万円
経常利益	△31,772百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△22,966百万円

(概算額の算定方法)

概算額は、企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定した経常収益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益と、連結損益計算書における経常収益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益との差額であります。また、企業結合時に認識したのれんを含む無形固定資産が当連結会計年度開始の日に発生したものであるとしてその償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該影響額については、監査証明を受けておりません。

2019年度 [2019年4月1日から
2020年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	1,511,485	－	332,275	425,428	△18,299	2,400,889
当期変動額							
剰余金の配当					△154,882		△154,882
当期純利益					185,892		185,892
自己株式の取得						△50,940	△50,940
自己株式の処分			△321			1,066	744
自己株式の消却			△44,962			44,962	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			45,284		△45,284		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△14,274	△4,910	△19,185
当期末残高	150,000	1,511,485	－	332,275	411,153	△23,210	2,381,704

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	2,479	2,403,369
当期変動額		
剰余金の配当		△154,882
当期純利益		185,892
自己株式の取得		△50,940
自己株式の処分		744
自己株式の消却		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	66	66
当期変動額合計	66	△19,118
当期末残高	2,545	2,384,250

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備… 8～18年

器具及び備品… 3～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額

393百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権

2,083百万円

短期金銭債務

574百万円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

207,867百万円

営業費用

2,333百万円

営業取引以外の取引による取引高

35百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

4,129,635株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損

42,434百万円

その他

2,222百万円

繰延税金資産小計

44,657百万円

評価性引当額

△42,942百万円

繰延税金資産合計

1,715百万円

繰延税金資産の純額

1,715百万円

＜1株当たり情報に関する注記＞

1株当たり純資産額

3,412円 81銭

1株当たり当期純利益

264円 59銭